



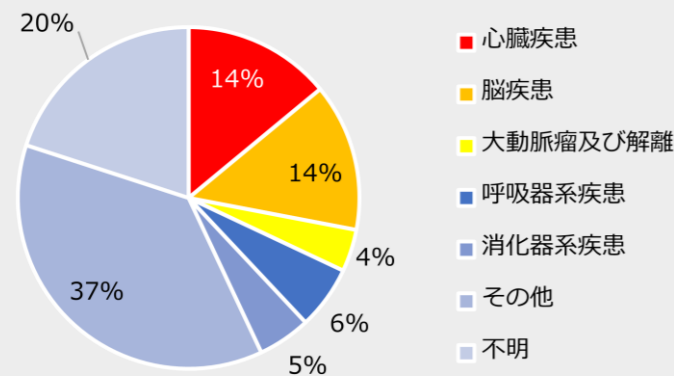
車などの運転業務に労働者を従事させるすべての事業者が安全への取り組みをする必要があります。4月6日（水）～15日（金）は、春の全国交通安全運動です。みんなで交通ルールを守って、笑顔で通勤しましょう！！目指せ！通勤災害ゼロへ★



衛生管理面から

○心臓疾患、大血管疾患と交通事故の現状 ※大血管疾患・・・急性大動脈解離、大動脈瘤破裂、急性肺血栓塞栓症等

運転者の疾病に起因する事故報告の疾患別内訳

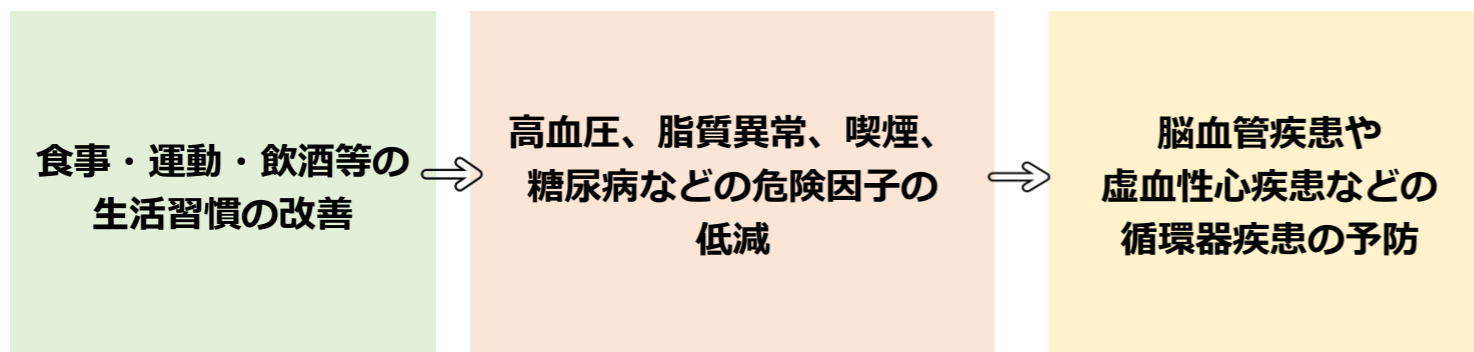


健康起因事故とは、脳・心臓疾患や体調不良等、運転者の健康状態の急激な悪化により自動車の運転に支障を及ぼしたことによる交通事故、業務中断のことです。平成25年から平成29年までの5年間の事故報告の疾患別内訳で1201名のうち、心臓疾患、脳血管がそれぞれ14%を占めています。



○発症予防のために

第一に、生活習慣の改善を行うことが重要です。生活習慣を多面的に改善することで発症リスクを低減できます（下図参照）ので、健康診断の結果から要精密検査・要治療と判定された方は、病院受診をしましょう。また、企業の担当者は受診勧奨をしましょう。



安全管理面から

飲酒運転根絶のため、令和4年4月より改正道路交通法施行規則が順次施行されます。

～安全運転管理者は、下記の業務が**義務化**～

<令和4年4月1日施行>

□運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。

□酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

<令和4年10月1日施行>

□運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。

□アルコール検知器を常時有効に保持すること。

社用車を運転するのは、アルコール検知器でチェックしてからです！

※アルコール検知器を用いた確認は令和4年10月1日施行

自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任が必須**です。

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上

※自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。

※安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

※安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。

※安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページを御覧いただくか警察署へお問い合わせください。



4月は出会いのシーズンでもあります。多くの新入社員や外国人実習生の方などが通勤するかと思います。最初に安全教育をしっかりと行い、通勤災害ゼロを目指しましょう。また、時間に余裕をもって家を出て、横断歩道の手前での減速や停止をし、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。**もちろん、飲酒運転は絶対にいけません！**
★通勤災害については、勤め先にご確認ください★

<参考文献>

警察庁・都道府県警察「横断歩道のルール違反に注意」、「事業所の飲酒運転根絶取組強化」、内閣府「みんなで守ろう交通ルール」、自動車運送事業者における心臓疾患 大血管疾患対策ガイドライン